

**様式第七（第4条第7項関係）**

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

令和元年 12月 19日

2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称

大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社

3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

役職員の構成

取締役について、1名選任

(変更前) 取締役 5名（うち大阪大学役職員を含まず、社外取締役4名を含む）

(変更後) 取締役 6名（うち大阪大学役職員を含まず、社外取締役4名を含む）

4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

法人設立日の翌日から（但し、資金供給等については、OUVC1号投資事業有限責任組合組成日の翌日から。）。

※名称、代表者、所在地、出資者、組織図、特定研究成果活用支援事業の内容については変更なし